

令和 4 年度北海道最低賃金の改正に関する意見書

非正規労働者を含むすべての労働者に最低賃金額を保障する最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)の解消を図る上で、非常に重要である。

北海道内の労働者の暮らしは依然として厳しく、総務省の就業構造基本調査によると、非正規労働者数は約 89 万人で、労働者の約 38%と全国的に見ても高い比率となっている。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 や令和 3 年の北海道地方最低賃金審議会の答申書には、「早期に全国加重平均 1000 円になることを目指す」と表記されたが、北海道においては、未だに地域別最低賃金の全国加重平均額を下回る状況にある。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなるほか、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う原油価格や物価の高騰による消費意欲の落ち込みと相まって個人消費にもさらなる影響を与え、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局においては、令和 4 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 「できる限り早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す」との方針が示された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 労働者の賃金引上げが図られるよう、厚生労働省の業務改善助成金等の活用を促進すると同時に、中小企業の賃上げしやすい環境整備等に対する支援の充実と安定経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 7 月 1 日

帯 広 市 議 会

厚生労働省北海道労働局長 あて